

声明「日本学術会議の法人化に反対する」

日本政府は、2023年4月に日本学術会議の独立性を損なう日本学術会議法の改定案を断念した後、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を内閣府に立ち上げた。この懇談会は学術界・経済界から選出された12人によって構成され、毎回、日本学術会議(以下、学術会議と称する)の会長が同席している。同年8月29日から12月21日まで10回の会合が行われ、12月21日付で中間報告が発表された。このなかで、学術会議を政府組織から切り離し、法人格をもつ組織とする案が提示され、それを前提として、翌12月22日、内閣府特命担当大臣決定による「日本学術会議の法人化に向けて」が発出された。

しかし、日本学術会議法改定案断念の代替として提案された、この法人化案は一連の政府による学術会議への介入の一環であり、重大な疑念を持たざるを得ない。なぜならば、学術会議の組織形態を議論する前提には、次の三つの点を念頭に置く必要があるにもかかわらず、この間の政府の動向にはその形跡が感じられないからである。

第一に、学術会議が国の機関として設置されていることの意味を十分に顧みる必要があるということである。学術会議が独立性を維持したいならば国の機関から離れて法人化せよという提案は、学術会議の存在意義や学問に対する無理解な態度である。第二次大戦中に学問が国家の戦争に荷担したとの反省の上に立って戦後を出発した日本の学術界は、人類共通の課題を追究することこそ学問の使命と考えてきた。そうして生み出される学術の成果は、日本ばかりでなく世界に対して貢献するものとなる。学術会議が日本の科学者の総意を結集する国の機関として存置されているのは、日本が人類共通の課題を追究する学問を尊重する国家であることを内外に示すものである。学術会議を国の機関から切り離して法人化するというのは、日本が学問を軽視していると世界から見なされることにつながるであろう。

第二に、日本国憲法で保障されている「学問の自由」の意味をよく理解する必要があるということである。日本学術会議法第一条に規定される学術会議の使命は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」である。これを実現するためには、学術界の外側からいかなる圧力や利益誘導も受けないことが求められる。したがって、会員・会長の選考にあたって外部からの介入はあってはならないし、国の機関として十分な財政基盤が確立される必要があるが、有識者懇談会の中間報告はそれらを保障しているとはいえない。日本の学術界は戦前・戦中、外部からの圧力を受け、政府・国家への従属を余儀なくされた苦い経験がある。加えて、近年、国立大学の法人化が大学の自治を破壊する結果となったことが明らかである以上、学術会議の法人化は学術会議を国立大学と同じ運命に導くことになることが予想される。

第三に、そもそもこの問題が議論され始めた発端は政府の側の策動によるものであったということである。2020年10月の会員改選時に、学術会議から選出された新会員6人が菅義偉首相(当時)によって任命を拒否されたことにより、政府と学術会議との対立が表面化した。岸田文雄政権においても、政府はいまだその理由を説明しておらず、政府は不誠実な態度をとり続けている。学術会議が政府に不信感を持つのは政府の側に責任がある。一方で、学術会議は数年来、会員選定について学術界の多様な意見が反映されるように改革を実行し、地域やジェンダーなどのバランスに配慮してきた。学術会議には何ら落ち度がないにもかかわらず、国民に理解されるような組織になる必要があるなどというのは、政府による新会員任命拒否問題を学

術会議の組織形態の問題にすり替えて、あたかも学術会議の方に非があるかのように印象づけようとするものである。変わるべきなのは政府の方であって、学術会議ではない。

有識者懇談会の中間報告の発表に先だって、学術会議は12月9日に開いた臨時総会において、有識者懇談会で検討されていた法人化案について協議し、声明「日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方―自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けて―」を採択した。この声明では、組織形態の何らかの変更を行うとしても、次の五点について充足される必要がある旨、指摘している。

第一に柔軟で自律的な組織運営が保証されること、第二に会員・会長の選考に当たって自律性・独立性が確保されること、第三に政府への勧告機能などその実質的機能が減ぜられることのないようにすること、第四に国の責任で安定的な財政基盤が継続的に確保されること、第五に必要な不可欠の改革をもっとも有効かつ効率的に行うことである。その上で、この法人化案では学術会議の疑念に答えておらず、「法人化するか、国に存置するか」の議論に拘泥することなく、以上の懸念点を解消する方策を含め、自由な発想を活かした、しなやかな発展のために、関係者との継続的な協議を望む」と訴えている。上記に指摘した理念の問題に加えて、有識者懇談会の中間報告が学術会議の疑念を払拭できるものではないことは明らかである。

以上から、有識者懇談会の中間報告による学術会議の法人化案は、日本の学術界にとって望ましくないものであり、容認できない。歴史科学協議会理事会・全国委員会はこれに強く反対の意志を表明するものである。

2024年3月1日
歴史科学協議会理事会・全国委員会